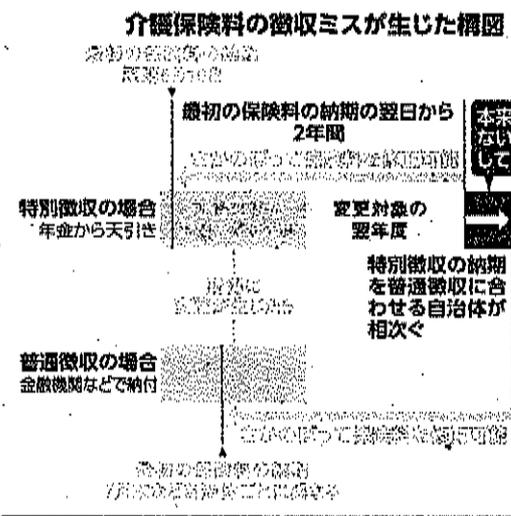


介護保険料 徴収ミス相次ぐ

とりすぎは還付 戻しすぎは時効に



法改正を誤解釈

「1」の大きな事態を招き「前橋市は9月14日、介護保険料の徴収ミス」

介護保険料の徴収ミスが各地で相次ぎ発覚している。過大徴収した保険料は還付対応がとられているが、過大還付した分は結果として過少徴収となり、時効で精算できなくなっている。改正された介護保険法を自治体側が誤って解釈したのが要因だが、制度づくりを担う国の関わり方も問われそうだ。

(岡山整子、関根慎一)

介護保険料は、以前の所得に変更があった場合、さかのぼって保険料を修正し、徴収や還付をする。2014年の法改正では、さかのぼれる期間を2年とし、「2年」でさかのぼれる終点の日を変更対象年度の「最初の保険料の納期の翌日」とした。だが、厚生労働省は自明として法改正時に具体的な期日を示さなかった。これがその後の徴収ミスにつながった。介護保険料の徴収は年金から天引きされる「特別徴収」と、金融機関に納付書を持って行くなどして納める「普通徴収」がある。厚労省によると、法令上「最初の納期」は特別徴収が原則5月10日、年金受給額が年

「起算日」の違い

徴収を公表、謝罪した。過大徴収と過少徴収のミスは計154件。群馬県内の他の4市も徴収誤りを同日明らかにした。徴収ミスは8月以降だけでも滋賀県、新潟県、福井県、東京都、大分県、秋田県、鳥取県などの多くの自治体で判明している。

18万円未満の人などの普通徴収は自治体によって異なる。6月や7月末が多い。だがこの二つで起算日が異なることが伝わらず、特別徴収の納期を普通徴収の6月や7月末に合わせる自治体が続出し、ミスが生じた。自治体は徴収ミスへの対応に追われる。

東京都八王子市では15年度分として162人から301万2800円を過大徴収、145人から258万9600円を過大還付していた。市は過大徴収分は還付を進める一方、過大還付分は「時効により賦課権が消灭して徴収できる期限を減らしている」として返還を求めないとした。過大還付分は介護保険の特別会計から穴埋めする方針。他の自治体でも同様の対応を進めるとみられる。東京都荒川区では過大徴収の28人中、すでに8人が死亡。相続人と連絡をとり、還付手続きを進めるといふ。

過去にも各地でミス 国の関わり方に課題

介護保険制度ではこれまでも各地に広がるミスが起きている。21～22年には、サービス利用者の自己負担額が一定額を越えた場合に、超過分が還付される「高額介護サービス費」の算定で自治体のミスが発覚した。

同省は全国の自治体に算定状況の確認と報告を求め、必要な場合は速やかに追加支給するよう通知。22年1月の通知で、全国約1700自治体のうち、3分の2程度が「前回事務連絡に記載の算定方法どおり行っていない」とした。

介護保険制度では運営主体の「保険者」は各市町村・特別区とされ、それぞれ保険料の設定や徴収なども担う。国は、介護保険事業が円滑に運営されるよう必要な措置をとる責務があると法律で定められている。だがミスが次々起きており、制度運営への国の関わり方には問題がありそうだ。

介護保険制度に詳しい東洋大学の高野 龍昭教授（介護福祉学）は、足元で相次ぐ徴収ミスについて、「特別徴収は年金から天引きされるため、利用者がミスに気づくことは難しく、国も自治体も正確を期すべきだった」と指摘。「介護保険制度は相次ぐ改正で行政の事務が複雑化している上、自治体は人員削減によって業務負担が増していることがミスの背景にあるかもしれない」と話す。

対応に追われる。東京都八王子市では15年度分として162人から301万2800円を過大徴収、145人から258万9600円を過大還付していた。市は過大徴収分は還付を進める一方、過大還付分は「時効により賦課権が消灭して徴収できる期限を減らしている」として返還を求めないとした。過大還付分は介護保険の特別会計から穴埋めする方針。他の自治体でも同様の対応を進めるとみられる。東京都荒川区では過大徴収の28人中、すでに8人が死亡。相続人と連絡をとり、還付手続きを進めるといふ。

国の対応後手に

国の対応は後手に回った。厚労省はミスのあった自治体数を「把握していない」（介護保険計画課）。早い自治体では昨年度にミスを公表し、その後も続いた。同省は問い合わせで来た自治体には個別に対応してきたが、積極的にトランプルを公表したり注意喚起したりしてこなかった。9月8日に全国の自治体に特別徴収と普通徴収で起算日が異なることを説明する事務連絡を出した。

自治体によっては、金額を計算するシステムを正しく設定できていなかったと説明。同省は「介護保険のシステム会社が起算日の設定を誤ったことでミスが広がっている側面もある」（担当）とみるが、設定にあたって十分な情報が共有されていたかはわからない。

は個別に対応してきたが、積極的にトランプルを公表したり注意喚起したりしてこなかった。9月8日に全国の自治体に特別徴収と普通徴収で起算日が異なることを説明する事務連絡を出した。

自治体によっては、金額を計算するシステムを正しく設定できていなかったと説明。同省は「介護保険のシステム会社が起算日の設定を誤ったことでミスが広がっている側面もある」（担当）とみるが、設定にあたって十分な情報が共有されていたかはわからない。